

第 8 回国土審議会における審議内容

平成 17 年 12 月 16 日(金)に開催された第 8 回国土審議会において、中村部会長から次ページ以降の資料に基づいて第 3 回圏域部会までの検討状況について報告を行いました。

これに対して委員から出された意見は、以下のとおりです。

- ・ 広域地方計画区域と道州制は関係がないとのことだが、計画の実効性を考えると道州制と重なる部分があり、道州制を見据えて議論をしていった方が現実的ではないか。

圏域部会における検討状況

I. 広域地方計画区域とは

広域地方計画区域とは、国土形成計画広域地方計画を定めるための区域であって、

- (1) 自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められ、
- (2) 二以上の都府県の区域からなり（都府県を分割して設定するものではない）、
 - このうち、①首都圏…埼玉県、東京都、神奈川県、その他の県
 - ②近畿圏…京都府、大阪府、兵庫県、その他の県
 - ③中部圏…愛知県、三重県、その他の県
- (3) 一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして、政令で定める。

※ 国土形成計画の基本理念

・我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、

①その特性に応じて自立的に発展する地域社会、

②国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、

③安全が確保された国民生活、

④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、

の基盤となる国土を実現する

・地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること

- (4) 北海道及び沖縄県を除く 45 都府県を重複なく、隙間なく、多くとも 10 程度の圏域に大括りに区分したい。

※ ただし、

・一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策を広域地方計画に定めることとしているが、そこには、当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するために特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含み、

・広域地方計画に関して協議を行うための「広域地方計画協議会」（国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等で構成）には、必要な場合、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる、

こととなっている。

II. 部会における主な意見

第1回～第3回の圏域部会における主な意見は以下のとおり。

1. 広域地方計画の意義

(1) 単一都府県の区域を超えた広域的な施策を効果的に実施するための圏域

例えば、医療・福祉、防災・減災対策、環境保全、景観形成、芸術・文化、観光振興、産業振興等の様々な分野で、単一都府県の区域を超えた広域的な連携により施策を展開する必要性が高まっている。また、既に各地において地域が主体となった広域連携の種々の取組が行われている。

広域地方計画の策定、実施の主体を考えて、

- ・ 国の地方支分部局、知事会、地方経済連合会の圏域を基本とすべき
- ・ 電力会社、NTT、JR、道路会社といったインフラ整備の主体と圏域が大きすぎる圏域とすべきでない

との意見があった（資料5－参考3 p.1～6参照）。

また、災害や企業誘致、観光客誘致等の課題への対応を視野に入れた圏域とすべきとの意見があった。

具体的な意見

- ・ さしあたっては、国の地方支分部局の区割が現実的である。第一段階としては国の地方支分部局を念頭に10～13程度の地域区分とし、第二段階ではカナダ程度以上の経済規模を持つ4つの圏域とすべき。
- ・ 広域地方計画の策定の受け皿を考えれば、知事会、地方経済連合会、国の地方支分部局の圏域を基本とすべき。この場合、これらの圏域が必ずしも一致していないので、境目の県をどうするかが課題。
- ・ 電力会社、NTT、JR、道路会社といったインフラ整備の主体と圏域が大きすぎるとよくないのではないか。
- ・ 人の生死に関わる食物や災害への対応も考慮すべき。
- ・ 災害などを考えると東京の機能をどこでカバーするのかを踏まえて、10年、20年先を見据えて考える必要がある。
- ・ 企業誘致や観光客誘致を広域の圏域単位で行うことが重要。

(2) 特性に応じて自立的に発展する地域社会を実現するための圏域

例えば、拠点となる都市や国際交流のゲートウェイ等、発展の基盤となる諸機能をどの程度有しているか、都市と農山漁村の相互依存・補完関係をどう位置づけるか等。

地域の自立的な発展を考えた場合、人材やエネルギー、水資源の供給を視野に入れる必要があるとの意見があった（資料5－参考3 p.7、8参照）。

また、地方公共団体の財政力を考えれば、東京の財政力で広く周りを支えるという考え方もあるとの意見があった。

具体的な意見

- ・ 自立的に国際的な活動ができる圏域を考えた場合、資源やお金とともに、特に人材が最重要。
- ・ 域内自給にこだわる必要はないが、エネルギーや水資源の需給関係を考えることも重要。
- ・ 東京とその周辺のみで圏域として独立すると財政力のある団体となり、他は財政力のない団体になることから、そのギャップをどうするか。極端な財政力の格差ができるのは望ましくなく、そう考えると東京の財政力で広く周りを支えるという考え方もある。

(3) グローバリゼーションの進展下、諸外国との国際競争に伍していくための圏域

これまでのブロック圏域は、概ね欧州の中規模程度の国家に相当する人口や経済規模を有している。

地域の国際競争力を念頭においた場合、先進国サミット参加国程度の経済力を持つ圏域として大括りに設定すべきとの意見がある一方で、欧州の中規模諸国程度の規模・実力があれば国際的に十分競争できるとの意見があった（資料5－参考3 p.9 参照）。

具体的な意見

- ・ 外国との競争を念頭に置き、かつ先進国としての暮らしが享受できる圏域として、先進国サミット参加国程度の経済力を持つ圏域として設定すべき。
- ・ 「21世紀の国土のグランドデザイン」で唱えた「地域の自立」を考えると、経済的にはオーストリアやベルギー並ではなく、フランス以上の経済力を持つ首都圏を単位として考える必要がある。
- ・ 世の中の状況で圏域が変わってくるが、その中でも物流が大きな要素。ベルギーやオランダ並みの交通体系を持っている国は世界の中で十分競争できる。
- ・ 自立的に国際的な活動ができる圏域を考えた場合、資源やお金とともに、特に人材が最重要。【再掲】

(4) 将来を見据えた圏域

過去の圏域設定の経緯、現状の圏域、将来を見据えた圏域等。

過去の経緯よりも将来のあるべき姿を見据えた圏域として設定すべきとの意見があった。将来を見据えた場合、①交通、特に物流の視点、②観光、特に国際観光の視点、③国土環境の視点が重要との指摘、及び東京一極集中を改革していく視点が重要との指摘があった。

具体的な意見

- ・ 過去の経緯や歴史・文化にウェイトを置くか、今後の経済や行政活動、住民生活、文化活動にウェイトを置くかがあるが、この国の将来のかたちに関わるものであるから、将来に向けた圏域を考えるべき。

- ・将来を見据えた場合に重要なのは、①交通、特に物流の視点で、港湾と幹線道路の体系を考えることが重要、②観光、特に国際観光の視点で、東アジアからの観光客がどういう動きをするかという点、③国土環境の視点で、河川や土砂管理等が重要。
- ・当部会において、東京一極集中という経済の論理からくる傾向を改革していく方向性が重要だと思うが、それを支える論理が難しい。

2. 圏域としての一体性

(1) 現実の社会経済活動における都府県間の結びつきの強さ

客観的データから見た検討。

観光、経済・金融、マスメディアの観点からの圏域区分について、有識者から意見を聴取するとともに、社会、経済、自然、歴史・文化の観点からのデータに基づき、検討を行った（資料5－参考3 p.10～18参照）。

どの圏域に所属すべきかについて十分な検討を行うべきものとして、具体的には新潟県、長野県、静岡県等の地域があげられた。

具体的な意見

- ・かつてと比べて、交通、特に物流の観点からはそれぞれの圏域が変化してきた。
- ・経済と文化の両輪で考えていくためには、移動手段としての交通が重要。
- ・日本海と太平洋の両方の海を繋げることを重視するか、それとも横の繋がりを重視するか、整理する必要がある。
- ・新潟県は交通の変化により関東に入らざるを得ない。四国も橋ができたことにより関西に入ってきている。
- ・静岡県は西部は経済的にも文化的にも行政的にも名古屋の圏域であり、中部～東部は東京の圏域で最近その傾向が強まっている。
- ・新潟県、長野県は完全に関東を向いており、北陸を向いているとは感じられない。しかもますますその傾向が強まっている。

(2) 自然条件の類似性、歴史的・文化的背景の類似性

学者、研究者の研究成果をもとに検討。

国土環境、自然、農業、文化等の視点が重要との意見があった。

具体的な意見

- ・国土環境の問題が大事。例えば総合的な土砂管理が必要であり、上流の山崩れからダムでの堆砂、海岸侵食までを一緒に考える必要がある。
- ・「21世紀の国土のグランドデザイン」で唱えた「美しい国土」を考えると自然を見ないといけない。
- ・農業や文化のルーツを失わないような圏域設定をすべき。

- ・先を見て経済を考えていく必要があるが、地域文化の視点も重要である。
- ・過去のいろいろな圏域を分けるに当たっての背景を踏まえて考えるべき。

3. 国土において各圏域の担いうる役割

(1) 地域特性に応じて我が国全体の発展に貢献するための圏域

例えば、食料供給、エネルギー供給、工業生産、自然体験、観光・レクリエーション、芸術・文化、中枢管理、国際交流等において重要な役割を担うべき圏域として設定する等。

年明け後の部会にて審議する予定。

4. 圏域の規模、圏域の数

(1) 上記の視点を踏まえた圏域の人口・経済等の規模、圏域の数

最小規模、最大規模を考える必要性の有無。

圏域の規模としては、地域の国際競争力を念頭においた場合、先進国サミット参加国程度の経済力を持つ圏域として大括りに設定すべきとの意見がある一方で、欧州の中規模諸国程度の規模・実力があれば国際的に十分競争できるとの意見があった。【再掲】

それに応じて、圏域の数については、4程度が妥当との意見、10程度が妥当との意見があった。

具体的な意見

- ・外国との競争を念頭に置き、かつ先進国としての暮らしが享受できる圏域として、先進国サミット参加国程度の経済力を持つ圏域として設定すべき。【再掲】
- ・「21世紀の国土のグランドデザイン」で唱えた「地域の自立」を考えると、経済的にはオーストリアやベルギー並ではなく、フランス以上の経済力を持つ首都圏を単位として考える必要がある。【再掲】
- ・欧州の中規模国家並みということでGDPの規模で分けるのであれば、関東を二つに分け、北陸と四国はどこかと一緒にするということも考えられる。
- ・全国同じようなGDPにする必要はなく、経済活動や住民生活などで素直に圏域を設定すればよい。大きくなる圏域ができたとしても困ることはなく、財政的にはよい面もある。
- ・さしあたっては、国の地方支分部局の区割が現実的である。第一段階としては国の地方支分部局を念頭に10~13程度の地域区分とし、第二段階ではカナダ程度以上の経済規模を持つ4つの圏域とすべき。【再掲】
- ・圏域の数として「10程度」はよいとして、「多くとも」は考えなくてもよいとしたい。
- ・思い切って4つ程度に分けて、そこから分割していてもよいのではないか。

5. 地方公共団体や経済界等の意向

委員から、地方公共団体は広域地方計画区域の設定と道州制導入とを混同して議論しているように思われるが、両者はその目的・理念において別のものだとはっきり整理すべきとの意見があった。

また、圏域設定に際して、重複を認める等の柔軟な対応を行う方が合意を得られやすいのではないかという意見がある一方で、重複を認めると広域地方計画の策定・推進の上で不都合が生じるのではないかとの意見、重複を認めるよりはテーマに応じた圏域間の連携等により柔軟に対応すべき等の意見があった。

委員からの具体的な意見

- ・都府県等からの意見をみると道州制と混同している。この圏域は国土形成計画の理念に基づいて行うものであると整理しないといけない。
- ・重複を入れて考えないとまとまらないのではないか。柔軟に考えることにしてはどうか。
- ・重複したときに実務的な仕事ができるかという不安もある。柔軟なためにできないこともある。
- ・特定のテーマや目的に対応するためには、圏域がどうであれ、そのためのまとまりで考えれば良いのではないか。

都府県、政令市、経済団体からとりあえずの意見として、

- ・東北、首都圏等の具体的な圏域の区分のあり方について
 - ・広域地方計画区域設定に際しての考え方
 - 広域地方計画の目的・役割
 - 道州制との関係
 - 区域の重複等柔軟な区域設定
 - グローバリゼーションの視点
 - 社会、経済、自然、歴史、文化等の視点
 - 圏域の規模
 - 住民の意向
 - 既存の広域的な取組の重視
 - 他計画との整理・整合 等
 - ・各地域ブロックの役割
- 等がこれまでに寄せられている。

Ⅲ. 今後の検討の予定

今後、部会において、①広域地方計画区域設定の目的・原則・視点、②それに基づく複数の具体的な区域割の案を議論した上で、再度地方公共団体や経済界に対して意見照会を行う等を経て、平成 18 年度前半を目途に部会報告を取りまとめ、審議会にご報告する予定。